麻生区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

令和　４年１０月　４日
４川麻総第４７０号

（目的及び設置）

第１条　職員の心と身体の健康保持及び仕事と生活の調和を図り、長時間労働の是正に向けた取組を推進するとともに、臨時的任用職員及び非常勤職員の職場環境改善等を行い的確な運用を図り、もって市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第７条に基づき、麻生区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）職員の働く環境の整備に関すること。

（２）職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。

（３）その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は、区長をもって充てる。

３　副本部長は、副区長をもって充てる。

４　本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、推進本部の事務を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（推進本部会議）

第５条　推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（作業部会）

第６条　推進本部会議に作業部会を設置することができる。

（庶務）

第７条　推進本部の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１２日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年１０月４日から施工する。

別表（第３条関係）

1	区民サービス部長
2	地域みまもり支援センター所長
3	地域みまもり支援センター副所長
4	道路公園センター所長
5	まちづくり推進部総務課長